

# 広島県教育関係職員倫理要綱

## 1 目的

この要綱は、教育関係職員（広島県教育委員会組織規則に定める事務局、県立学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員。以下「職員」という。）が職務を遂行するに当たって遵守すべき必要事項等を定めることにより、公務員倫理の確立と職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

## 2 職員の基本的心構え

- (1) 職員は、全体の奉仕者としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）その他関係法令を遵守するほか、この要綱に定める服務規律に従わなければならない。
- (2) 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、職務又はその地位を私的な利益のために用いてはならない。
- (3) 職員は、私生活においても、自己管理の徹底を図り、県職員の信用を失墜させるような行為を行ってはならない。

## 3 管理・監督者の責務

- (1) 管理・監督者は、自らの服務規律の保持について職員の範となるよう最大限の努力を傾注しなければならない。
- (2) 管理・監督者は、この要綱の遵守及び服務規律の徹底に関し、部下職員に対し適切に指導監督を行い、又は職員の相談に応ずるものとする。

## 4 関係業者等との接触

### (1) 関係業者等の定義

関係業者等とは、次に掲げるものをいう。

- ア 当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの集合体であって法人格を有しないものを含む。）並びに過去において職務に利害関係のあったこれ

らの者

イ 職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼしうると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人(これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。)

(2) 職員は、関係業者等との接触にあたっては、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 金品等の提供を受けること。

- ・ 金銭、商品券、物品、割引券等の贈与を受けること。
- ・ 転任、海外出張等に伴う餞別等を受け取ること。
- ・ 中元、歳暮、年賀等の贈与品を受け取ること。
- ・ 飲食のもてなしを受けること。
- ・ ゴルフ、旅行等の遊興の提供を受けること。
- ・ その他、これらに類する金品等の提供を受けること。

イ 便宜の供与を受けること。

- ・ 金銭を借りること。
- ・ 適正な対価を支払わずに不動産、物品等を購入する便宜を受けること。
- ・ 適正な対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。
- ・ 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- ・ 自らが負担すべき債務を負担させ、又は立て替えさせること。
- ・ 通常入手が困難な有価証券、物品等を購入する便宜を受けること。
- ・ その他、これらに類する便宜供与を受けること。

ウ 県民の疑惑や不信を招くような行為をすること。

- ・ 飲食を共にすること。
- ・ ゴルフ、旅行等の遊興を共にすること。
- ・ 特に契約、入札、許認可、補助金等交付、工事検査等の権限の行使を伴う事務処理全般(当該事務手続き前の事前行為も含む。)に当たって、特定の関係業者等を利すると疑われる行為を行うなど、職員として遵守すべき責務に反する行為を行うこと。

(3) 上記(2)の定めは、次に掲げる場合には適用しない。

ア 公式行事としての定期総会、賀詞交換会等に職務上の必要性から出席する際に、通常程度の食事の提供を受ける場合

- イ 社会一般の接遇として容認される緑茶、コーヒー、紅茶、茶菓等の提供を受ける場合
  - ウ 自己の飲食に要する費用について関係業者等の負担によらないで関係業者等と共に飲食をする場合
  - エ 宣伝広告用の物品又は御祝儀の引き出物として、広く一般に配布されるタオル、カレンダー、テレホンカード、手帳、ボールペン等の提供を受ける場合
  - オ 職員の親族の葬儀に、一般的な額の香典、花輪等の供え物を受ける場合
  - カ 職員の親族関係等に基づく私的な交際であり、その交際が職務に関係のない場合
- (4) 職員が国の行政機関、他の地方公共団体、幼児児童生徒の保護者等と接触する場合については、上記(2)から(3)までの定めに基づき、節度ある対応をしなければならない。

## 5 関係業者等以外の者等との間における禁止行為

- (1) 職員は、関係業者等に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- (2) 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が関係業者等であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

## 6 関係業者等と共に飲食をする場合の届出

職員は、自己の飲食に要する費用について関係業者等の負担によらないで関係業者等と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が5千円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、教育長が定める事項を上司等に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- ア 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、関係業者等と共に飲食をするとき。

イ 私的な関係のある関係業者等と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって関係業者等に該当しないものが負担するとき。

## 7 会食等に関する基本的な考え方

会食又は夕食（以下「会食等」という。）の実施については、次の基準により行わなければならない。

### (1) 節度ある適正な執行

公務上必要な協議・懇談を行う場合において提供する会食等に係る食糧費の支出は、節度ある適正な執行に努めなければならない。

### (2) 県の会食等のあり方

国の職員や他の地方公共団体の職員等に対する接待は行わない。ただし、県の事務事業を推進するための情報収集や意見交換のために、特に必要が認められる会食等については、厳正なチェック体制のもとに、必要最小限の執行に努めるものとする。

### (3) 国及び他の地方公共団体等との会食等のあり方

国、他の地方公共団体及び関係団体との会食等については、職務上の必要性に留意しつつ、4の規定を準用する。

## 8 道路交通関係法規の遵守

(1) 車両を運転する際には、公私を問わず、常に道路交通関係法規を遵守し安全運転を心掛けなければならない。

(2) 飲酒運転は、飲酒した量にかかわらず決して行ってはならない。

## 9 政治行為の制限、地位利用による選挙運動等の禁止

職員は、教育における政治的中立の重要性を深く認識するとともに、地方公務員法、教育公務員特例法等に基づく政治的行為の制限及び公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく地位利用による選挙運動等の禁止の規定に違反してその責任を問われ、あるいはこれらの規定に違反しているかのごとき疑惑を招くことがあってはならない。

## 10 職員間の贈答等の禁止

- (1) 管理監督の立場にある職員又は職員の任命、予算の配分等に関わる職員とその他の職員の間における贈答品の授受は行ってはならない。
- (2) 上記(1)に定める場合のほか、職員の間においては、転任、海外出張等に伴うせん別や中元、歳暮等の贈答品の儀礼的な授受は行わないものとする。ただし、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって、社会通念上容認されるものを除く。

## 11 上司への報告等

- (1) 職員は、第三者からの、関係法令若しくは職務上の義務に違反する行為、又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める要求に応じてはならない。
- (2) 職員は、上記(1)の要求を受けたとき又はこの要綱の定め違反する行為を発見したときは、速やかに上司に報告しなければならない。
- (3) 上記(2)の報告を受けた者は、適法かつ公正な職務の遂行を図るために必要な措置を講じなければならない。この場合において、自ら当該措置を講ずることが困難であるとき又は必要があるときは、上司に報告しなければならない。

## 12 その他の法令等の遵守

- (1) 職員は、職務を遂行するに当たって遵守すべき法令はもとより、職務の遂行と直接には関係のない法令、あるいは職員が一個人として遵守しなければならない法令に違反してその責任を問われ刑事罰に処せられたとき、あるいはこれらの規定に違反しているかのごとき疑惑を招くことがあったときなど、県職員の信用を失墜させるような行為があった場合には、地方公務員法に基づく信用失墜行為の禁止の違反又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当することを自覚し、公私を問わず、常に法令等を遵守しなければならない。
- (2) 職員は、県職員の信用を失墜させるような行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があった場合には、速やかに上司等に報告しなければならない。この場合において、職員は、上司等に対して、県職員の信用を失墜させるような行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

### 13 違反者に対する措置

職員に、この要綱の定めに違反する行為があったと認められる場合においては、その違反の程度に応じ、懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）、訓告、厳重注意等の人事管理上必要な処分等を厳正に講ずる。

#### 附 則

この要綱は、平成14年12月11日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

## 関係業者等との飲食に係る届出書

所 属 長 様

(届出職員)

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

以下のとおり広島県教育関係職員倫理要綱6により、関係業者等との飲食について届け出ます。

飲食の趣旨・目的	
飲食の日時・場所	<input type="checkbox"/> 飲食の日時 令和 年 月 日 ( ) : ~ : <input type="checkbox"/> 飲食の場所 名称 :
関係業者等の名称等	<input type="checkbox"/> 会社名 : <input type="checkbox"/> 役職名 : <input type="checkbox"/> 氏 名 : <input type="checkbox"/> 関係業者等と職員との職務の関係等 ( )
関係業者等以外の者の有無・人数	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (人数 : 人)
自己の飲食に要する費用の額等	円 上記に記載した額の根拠 <input type="checkbox"/> 店の Web ページを通じて額を確認 <input type="checkbox"/> 店に額を確認 <input type="checkbox"/> 主催者側に額を確認 <input type="checkbox"/> その他 ( )
費用を負担する者の所属・役職・氏名、職員との関係性等	(該当があれば記載)

法令違反等に係る報告書

所 属 長 様

(報告職員)

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

以下のとおり広島県教育関係職員倫理要綱 12 により、報告します。

事案の概要等	日時 : 場所 : 内容 :  (被害者の有無等)
関係法令等 (想定される罰条等)	
現時点の状況 今後の予定等	

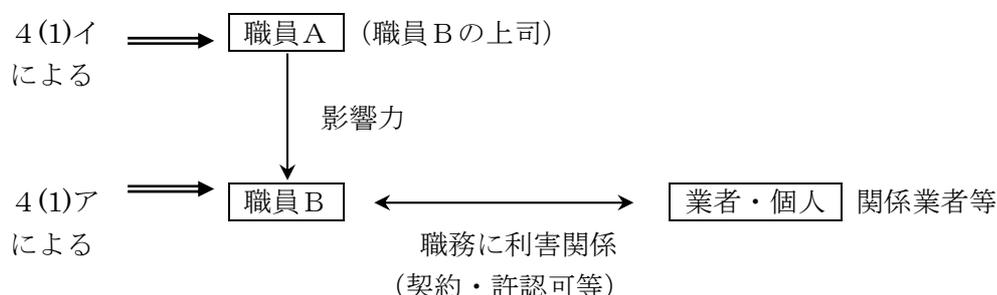
--	--

## 広島県教育関係職員倫理要綱に関するQ & A

平成14年12月11日 制定  
令和5年4月1日 一部改正

### 問1 要綱に規定する「関係業者等」の定義について、具体的な区別がよく分かりません。

- 「職務に利害関係のある」とは、その業者及び個人と職員との間に、契約関係や許認可関係等がある場合（過去においてあった場合や将来的にそのような関係になることが見込まれる場合も含む）をいいます。
- また、4(1)アと4(1)イの関係を図式化すると次のとおりとなり、職員Aと職員Bから見た業者・個人は「関係業者等」となります。



- なお、関係業者等ですから、通常の場合、議員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、マスコミ関係者は含みません。

### 問1-② 問1の「契約関係や許認可関係等がある場合」とは、具体的にどのような場合ですか。

- 「契約関係や許認可関係等がある場合とは、例えば、職員にとって、以下のいずれかに当たる者と考えられます。
  - 1 許認可等を受けている事業者等又は個人、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
  - 2 補助金等の交付の対象となる事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
  - 3 立入検査、監査又は監察をうける事業者等又は個人
  - 4 不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は個人
  - 5 行政指導により現に一定の行為又は不作為を求められている事業者等又は個人
  - 6 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている事業者等
  - 7 契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等

問1-③ 問1-②に該当しない者であれば要綱に定める禁止行為を行うことは可能ですか。

- 関係業者等の範囲については、必ずしも一律的に明確にできないことが想定されますが、一例として、問1-②に記載の者に該当しない者であれば、一般的には関係業者等には該当しないものと考えられます。
- ただし、関係業者等に該当しない相手方と当該倫理要綱に定める「関係業者等との接触」に関する禁止行為に該当する行為を行うことが想定される場合には、県民の疑惑や不信を招かないためにも、上司等と相談するなどして細心の注意が必要と考えられます。
- なお、今般の一部改正により、「5 関係業者等以外の者等との間における禁止行為」の規定を新設しているとおりに、社会通念上相当と認められる程度を超えての供応接待等については禁止することを明記したところです。
- 「社会通念上相当と認められる」かどうかについては、当該行為に係る理由、その行為に伴う金銭の額、頻度、職員と行為の相手方の関係性などを総合的に勘案して判断することとなります。

問2 親戚の叔父が県と契約関係にある会社に勤めているのですが、どうでしょうか。

- その叔父さんと親戚づきあいをするには問題ありません。
- しかし、職務に関連して、金銭等の提供を受けたり、便宜供与を受けることは、親戚づきあいの範疇を超えたものであり、この要綱の禁止規定に抵触することになります。
- どこまでが親戚づきあいか、どこまでが関係業者との接触か、線引きが困難なこともあるかもしれませんが、そういう場合も、「全体の奉仕者」、「公正な職務の執行」という原点に戻って判断してください。

問3 職場でゴルフコンペを行うとき、関係業者から無記名券をもらうことはどうでしょうか。

- ゴルフの無記名券は、割引券であり、4-(2)-アで禁止されています。

問4 引っ越しをするときに、関係業者の方が手伝いに来るようになっていました。これは、どうでしょうか。

- 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けることに当たり、4-(2)-イで禁止されています。

問5 「特定の関係業者等を利すると疑われる行為」とは具体的には何か。

- それぞれの事案において、個別具体の状況なども総合的に勘案して判断すべきものであると考えていますが、いわゆる社会通念上相当と認められる範囲を越えた深い付き合いを特定の業者と行うことなどを想定しているところです。
- なお、「社会通念上相当と認められる」か否かは、当該行為の理由、行為に伴う金銭の額、頻度、職員との関係性などを総合的に勘案して判断することとなります。

問6 今回の一部改正により、関係業者等と共にする飲食の考え方は、どのように変わったのでしょうか。

- 関係業者等との飲食に係る規定については、これまで、常に県民の目を意識し、疑念を抱かせない、という意味で当該要綱の制定以降、「関係業者等と飲食を共にすること」について、例外なく禁じる規定を残していたところです。
- しかし、今般、国家公務員における取扱いなども踏まえて、飲食を共にすることに関して、自己負担の飲食であれば可能とするように規定整備を行ったものです。
- なお、5千円を超えるような高額な飲食については、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、原則として事前に届出をさせることにより上司等に対して当該飲食の事実を明らかにし、職員の行動に係る透明性を確保するため、事前の届出制としたところです。
- 5千円を超えない場合については、届出の対象から除外していますが、当該飲食の趣旨・目的、額、頻度、職員との関係性などを総合的に勘案し、県民の疑惑を招いたり、批判を受けることのないようにする必要があります。
- なお、事後の届出とする「やむを得ない事情」とは、職員本人の責めに帰すことができないような事情ですが、例えば、次のような場合が考えられます。
  - ・ 5千円を超えない見込みであったが実際には超えた場合
  - ・ 関係業者等はいない見込みであったが実際にはいた場合

問7 要綱5(2)の「それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。」とはどういう意味でしょうか。

- 要綱5(2)においては、いわゆるつけ回しを行うことを、その対価を負担する事業者等が関係業者等であるかどうかにかかわらず、禁止することとしています。
- これは、飲食等が行われた場に居合わせない者に対し、本人の知らないままに当該代金をその者の負担として支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合があり、許容される場合の想定しがたい悪質な行為であるとの考えに基づくものです。
- この規定は、「事業者等」との間の行為を規制するものであり、「事業者等」ではない全くの個人との間の行為は、要綱5(2)の規制の対象とはなりません。

問8 関係業者等と共に飲食をする場合の届出については、どのように行えばよいでしょうか。

- 関係業者等と共に飲食をする場合の届出先である上司等とは次の者のことをいいます。

区分	届出をする職員	上司等
教育委員会事務局 及び学校以外の教育機関	教育次長	教育長
	部長等	教育次長
	課長、室長、センター長	課又はセンターを所管する部長等
	所長、支所長、館長	所又は館を所管する本庁の課長
	その他の職員	所属長
県立学校	校長	管理部教職員課長
	その他の職員	校長

- 届出方法については、別紙1の「関係業者等との飲食に係る届出書」に記載のある内容について届け出をしてください。
- また、届出を受けた上司等は、飲食の妥当性等を精査するとともに、公正な職務遂行に対する県民の疑惑や不信を招く恐れがないか等について検討し、職員に対して必要な指導を行うとともに、届出書の写しを、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関にあっては管理部総務課に、県立学校にあっては管理部教職員課に報告してください。

問9 要綱6の自己の飲食に要する費用が5千円を超える場合であっても、届出の対象外となっている飲食はどのような場合でしょうか。

- 要綱6のア及びイにおいて届出の対象外となる飲食について規定しています。
- アは、多数の者が出席する立食パーティーにおいて、関係業者等と共に飲食をするときです。
- イは、「私的な関係のある関係業者等と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって関係業者等に該当しないものが負担するとき」です。「私的な関係のある関係業者等」については、例えば学生時代から親しく付き合いを続けているような親しい間柄にある者が関係業者等に該当する場合のことであり、当該私的な関係のある関係業者等と共に飲食をする場合は、届出の対象外としています。ただし、当該私的な関係のある関係業者等に自己の飲食に要する費用を負担させてはいけません。

問10 今回の一部改正により、自己負担の飲食であれば、届出さえすればどのような場合の飲食も可能となるのでしょうか。

- 関係業者等と共に飲食をすることは、本則で禁止行為となっており、その例外規定として、自己負担と事前の届け出を前提に認められたものであることを忘れてはなりません。
- また、例外規定により飲食することができる場合であっても、「2 職員の基本的心構え」に定める内容に則して、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に意識した上で、当該飲食の趣旨・目的、額、頻度、職員との関係性などを総合的に勘案し、県民の疑惑を招いたり、批判を受けることのないように、自己判断・自己責任により対応することが必要です。

問 11 通常程度の食事とは、何で判断すればよいのでしょうか。

- 金品等の提供や便宜供与の除外規定として、4-(3)-アでは、公式行事での通常程度の食事を例にあげています。
- このケースでは、職務上の必要性から出席しているわけですから、まず、公務として認められたものでなければなりません。
- 会場の種別、立食形式かどうかといった形態の違い、昼食か夕食かといった時間帯の問題等様々なケースがあるため、具体的に額を決め、線引きすることは困難です。
- その際に、通常程度とは、社会一般の常識に照らし合わせて、県民の疑惑を招いたり、批判を受けることのない程度のものであるということで判断してください。
- また、主催者側にも、県の考え方や姿勢を伝え、適正な関係が保たれるよう心がけてください。

問 12 一般的な香典の額とは、どのくらいを差すのでしょうか。

- これも、社会一般の常識として判断すべきものと言えましょう。
- 香典をする方（関係業者等）と故人とのつながり、あるいは世間一般の相場などにもよりますが、通常であれば5千円程度が上限ではないでしょうか。

問 13 今回の一部改正により、「県職員の信用を失墜させるような行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があった場合」には、上司等に報告しなければならないこととなっていますが、具体にはどのような場合でしょうか。

- 当該規定の一部改正の趣旨としては、当該要綱の「2 職員の基本的心構え」として、私生活においても自己管理の徹底を図り、県職員の信用を失墜させるような行為をしてはならない、と定めていますが、公務外での行為に関して、県民の信頼を損ねる事案が生起していることから、県職員として、全体の奉仕者としての本分のより一層の自覚を徹底していただくことが必要と考え、規定を整備したところです。
- 「県職員の信用を失墜させるような行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があった場合」については、例えば、法令に違反してその責任を問われ、刑事罰に処せられた場合などが考えられます。  
(例)
  - ・ 30km 以上のスピード違反で略式起訴され、罰金となったとき
  - ・ 軽犯罪法違反で略式起訴され、科料となったとき
- なお、県職員は、公務員としての地位の特殊性に基づき、県民以上に厳しい、かつ、高度の行為規範に従うことが要求されていることを踏まえれば、その事案の程度等にかかわらず、法令違反について思料される行為があった場合があれば、上司等とも相談の上、報告に関する対応を検討していただきたいと考えています。  
(例)
  - ・ 30km 未満のスピード違反で反則金を納めたとき
  - ・ ポイ捨て条例違反で過料を納めたとき

問 14「県職員の信用を失墜させるような行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があった場合」の上司等への報告は、どのようにすればよいでしょうか。

- 報告先は問 8 と同様です。
- 報告方法については、別紙 2 の「法令違反等に係る報告書」に記載のある内容について報告してください。
- また、報告を受けた上司等は、当該職員に対して事案の概要等に関して十分な聴取を行い、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関にあつては管理部総務課長に、県立学校にあつては管理部教職員課長に報告してください。

問 15 上司等に報告した案件に関して、懲戒処分となるのでしょうか。

- 上司への報告内容のみで懲戒処分等人事管理上必要な措置等を実施することはなく、当該報告内容も参考にしながら、当該案件に係る事実確認等を行った上で、その違反の程度等に応じ、懲戒処分や人事管理上必要な措置等に関して、検討していくこととなるものと考えております。
- 当該事案に係る事実確認等の中で、職員の責めに帰すべき事実がないと認められる場合など、結果として、懲戒処分等の対象とはならないことも想定されています。

問 16 違反者に対する措置で、懲戒処分等が示されていますが、この要綱を根拠に処分ができるのですか。

- 懲戒処分は、地方公務員法第 27 条第 3 項で、同法で定める事由による場合によらなければ行えないことが定められています。
- 具体的には、第 29 条第 1 項に、
  - ① 地方公務員法やその他の法令に違反した場合
  - ② 職務上の義務に違反した場合、又は職務を怠った場合
  - ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合が、列挙してあります。
- また、地方公務員法では、第 6 節（第 30 条～第 38 条）に、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限など、服務関係の規定が定められています。
- 今回の要綱に違反した場合は、これらに規定する事由のいずれかに該当するものであり、その程度に応じて処分内容が決定されます。
- したがって、要綱によって規定されたから処分対象になる、規定されていないから処分対象にはならないというものではありません。